

トータルケアライフ株式会社の従業員の皆様へ

コロナウイルス感染症により様々な影響が出ている中、毎日のお仕事、本当にお疲れ様です。そして、ありがとうございます。

昨日政府より、3月21日で全国18都道府県の「まん延防止等重点措置」を解除する旨が表明されました。

これを受けまして、3/22～の施設の対応を下記のようにいたしましたので、皆さまに周知したく、お伝えいたします。

※必ず全従業員、目を通して頂くようお願いいたします。

#### 【入居者様の面会について】（解除）

回数（1日5組）、人数（2名まで）、面会時間（15分以内）の制限を設け、面会可能といたします。

面会の際には検温、消毒、マスク着用をお願いすることとします。

面会場所はカラオケルームのみとします。（カラオケルーム以外での面会はお断りいたします）

#### 【入居者様の外出について】（一部解除）

近隣コンビニ、ドラッグストアまでの買い物は可能とします。

上記以外の外出（大型ショッピングセンターや外食）についてはご家族と一緒にあ

ってもお控えいただくようお願いいたします。

【外部から講師等を招くレクリエーションの実施について】（一部解除）

少人数（1～2名）のボランティアが参加するレクリエーションは開催予定とします。

買い物ツアー、外食ツアーは中止を継続します。

【通所系・訪問系のサービスの利用について】

現在の対応を継続。

【各種会議・委員会の開催について】

【出入り業者の入館形式について】

上記2項目については、不要不急なものについては原則、中止。

会議、委員会については必要の都度、適宜実施。

但し、年内実施予定のレクリエーションについて実施できるよう準備はすすめること。

【施設見学について】

短時間で密にならないよう配慮した上で、館内の見学を実施する。（居室はモデルルームのみ可）

【職員の採用について】

職場説明会は少人数制で密にならないよう配慮した上で実施。施設見学はなし。

【外部研修の受講について】

国家資格取得のための講習や資格免許更新等、必要不可欠なものについては受講可。

ただし、受講先や試験会場が都道府県をまたぐ場合や、会場の防疫体制に疑義のある

場合等、判断に迷った際には受講の要不要や可否について上長まで確認をお願いいたします。

#### 【職員の出勤時対応について】

現状の対応を継続。

出勤の判断については令和2年9月2日に配布した「新型コロナウイルス 出勤

停止基準」の確認をお願いいたします

#### 【職員の皆様へお願い】

新型コロナウイルスの感染は完全に終息した訳ではなく、感染リスクは依然として見られております。

別紙『コロナとのつきあい方滋賀プランに基づく対応について』を確認し、

感染予防を十分行った上での生活をお願いいたします。

※この対応は滋賀県のコロナウイルス感染症のレベルが変更されるまで継続いたします。また、対応に変更のあった際には改めて通知いたします。

令和4年3月17日  
トータルケアライフ株式会社  
代表取締役 高谷 政市